

# 奈良市公報

号外第14号 令和3年12月条例等

令和4年10月21日発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長

## 目次

### 条 例

| 月 日   | 番号 | 件 名   | 主 管            |
|-------|----|---|----------------|
| 12 28 | 38 | 奈良市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例                       | 人事課            |
| 12 28 | 39 | 奈良市手数料条例の一部を改正する条例                                  | 建築指導課          |
| 12 28 | 40 | 奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例            | 保育所・幼稚園課       |
| 12 28 | 41 | 奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例                        | 児童相談所設置推進課     |
| 12 28 | 42 | 奈良市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例                   | 障がい福祉課         |
| 12 28 | 43 | 奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例                               | 国保年金課          |
| 12 28 | 44 | 奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例 | 地域づくり推進課       |
| 12 28 | 45 | 奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例                             | 地域づくり推進課、地域教育課 |

### 規 則

| 月 日   | 番号 | 件 名  | 主 管   |
|-------|----|--|-------|
| 12 22 | 43 | 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 人事課   |
| 12 22 | 44 | 奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則                      | 国保年金課 |
| 12 28 | 45 | 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則          | 人事課   |
| 12 28 | 46 | 奈良市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則    | 人事課   |
| 12 28 | 47 | 奈良市会計規則の一部を改正する規則                          | 会計課   |
| 12 28 | 48 | 奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則                      | 国保年金課 |

### 告 示

| 月 日 | 番号 | 件 名 | 主 管 |
|-----|----|-----|-----|
|-----|----|-----|-----|

|                  |    |     |   |          |
|------------------|----|-----|---|----------|
| 12               | 13 | 666 | 奈良市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等交付要綱の一部を改正する告示  | 子ども育成課   |
| 12               | 15 | 669 | 奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示   | 地域教育課    |
| 12               | 23 | 692 | 奈良市ポイント制度実施要綱の一部を改正する告示   | 地域づくり推進課 |
| <b>公 営 企 業</b>   |    |     |   |          |
| 月                | 日  | 番号  | 件 名   | 主 管      |
| 12               | 9  | 58  | 奈良市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示   | 下水道事業課   |
| 12               | 9  | 59  | 奈良市水道事業及び下水道事業に係る公金の収納及び支払いの事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定の一部改正 | 企業出納課    |
| 12               | 23 | 61  | 奈良市水道事業及び下水道事業に係る公金の収納及び支払いの事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定の一部改正 | 企業出納課    |
| 12               | 28 | 14  | 奈良市企業局職員就業規則の一部を改正する規程  | 企業総務課    |
| 12               | 28 | 15  | 奈良市企業局会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程                                      | 企業総務課    |
| <b>教 育 委 員 会</b> |    |     |   |          |
| 月                | 日  | 番号  | 件 名   | 主 管      |
| 12               | 23 | 24  | 奈良市立小学校通学区域についての一部改正  | 教育総務課    |
| 12               | 23 | 25  | 奈良市立中学校通学区域についての一部改正  | 教育総務課    |
| <b>正 誤 表</b>     |    |     |   |          |
| 正誤表              |    |     |   |          |

条

例

奈良市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和 3 年 12 月 28 日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第 38 号

奈良市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 1 条 次に掲げる条例の規定中「4,400 円」を「6,100 円」に、「6,600 円」を「9,150 円」に改める。

- (1) 奈良市一般職の職員の給与に関する条例 (昭和 32 年奈良市条例第 21 号) 第 21 条第 1 項
- (2) 奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (令和元年奈良市条例第 16 号) 第 23 条第 1 項 (奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 2 条 奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例 (平成 18 年奈良市条例第 17 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(16) 児童相談所等業務手当

第 22 条を第 23 条とし、第 19 条から第 21 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 18 条の次に次の 1 条を加える。

(児童相談所等業務手当)

第 19 条 児童相談所等業務手当は、児童又はその関係者と対面して相談等を行う職員 (管理職手当の支給を受け  
る職員を除く。) のうち規則で定める職員に支給する。

2 前項の手当の額は、日額 1,000 円を超えない範囲内において規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の奈良市一般職の職員の給与に関する条例第 21 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後の勤務に係る宿日直手当について適用し、施行日前の勤務に係る宿日直手当については、なお従前の例による。

3 第 1 条の規定による改正後の奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第 23 条第 1 項の規定は、施行日以後の勤務に係る報酬について適用し、施行日前の勤務に係る報酬については、なお従前の例による。

4 第 2 条の規定による改正後の奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例第 2 条第 2 項第 16 号及び第 19 条の規定は、施行日以後の勤務に係る手当について適用し、施行日前の勤務に係る手当については、なお従前の例による。

(令和 3 年 12 月 28 日掲示済)

奈良市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 12 月 28 日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第 39 号

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例 (平成 12 年奈良市条例第 4 号) の一部を次のように改正する。

別表第 76 の 5 項を次のように改める。

|        |                    |   |                         |  |
|--------|--------------------|---|-------------------------|--|
| 76 の 5 | 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 | 新築住宅に係る長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成 20 年法律第 87 号) 第 5 条第 1 項から第 5 項までの規定に基づく長 | 床面積の合計が 100 平方メートル以内の場合 | 次に掲げる区分に応じ、それぞれ 1 件につき次に定める額<br>ア イに係るもの以外の場合<br>55,000 円<br>イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成 11 年法律第 81 号) 第 6 条の 2 第 5 項の規定により長期優良住宅の |
|--------|--------------------|---|-------------------------|--|

|  |  |  |   |   |
|--|--|--|---|---|
|  |  | <p>期優良住宅建築等<br/>計画の認定の申請<br/>に対する審査(次項<br/>に規定する審査を<br/>除く。)</p> | <p>普及の促進に関する法律第6条第1項<br/>第1号に掲げる基準に適合するとみな<br/>される計画(以下この項及び第76の7<br/>項において「長期使用構造等確認計<br/>画」という。)である場合</p> | <p>16,000円</p> <p>床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合<br/>次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額<br/>ア イに係るもの以外の場合<br/>イ 長期使用構造等確認計画である場合</p> <p>71,000円<br/>19,000円</p> <p>床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合<br/>次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額<br/>ア イに係るもの以外の場合<br/>イ 長期使用構造等確認計画である場合</p> <p>119,000円<br/>27,000円</p> <p>床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合<br/>次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額<br/>ア イに係るもの以外の場合<br/>イ 長期使用構造等確認計画である場合</p> <p>185,000円<br/>42,000円</p> <p>床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内の場合(一戸建ての住宅にあっては、1,000平方メートルを超えるもの)<br/>次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額<br/>ア イに係るもの以外の場合<br/>イ 長期使用構造等確認計画である場合</p> <p>359,000円<br/>67,000円</p> <p>床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合(一戸建ての住宅を除く。)<br/>次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額<br/>ア イに係るもの以外の場合<br/>イ 長期使用構造等確認計画である場合</p> <p>636,000円<br/>105,000円</p> <p>床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合(一戸建ての住宅を除く。)<br/>次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額<br/>ア イに係るもの以外の場合<br/>イ 長期使用構造等確認計画である場合</p> <p>1,088,000円<br/>159,000円</p> <p>床面積の合計が次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件に</p> |
|--|--|--|---|---|

|  |  |   |  |  |
|--|--|---|--|--|
|  |  |   | 10,000平方メートル<br>を超え20,000平方メ<br>ートル以内の場合(一<br>戸建ての住宅を除<br>く。)            | つき次に定める額<br>アイに係るもの以外の場合<br>2,006,000円<br>イ 長期使用構造等確認計画である場合<br>267,000円                       |
|  |  |   | 床面積の合計が<br>20,000平方メ<br>ートルを超え30,000平方メ<br>ートル以内の場合(一<br>戸建ての住宅を除<br>く。) | 次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件に<br>つき次に定める額<br>アイに係るもの以外の場合<br>2,862,000円<br>イ 長期使用構造等確認計画である場合<br>337,000円 |
|  |  |   | 床面積の合計が<br>30,000平方メ<br>ートルを超える場合(一戸建<br>ての住宅を除く。)                       | 次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件に<br>つき次に定める額<br>アイに係るもの以外の場合<br>3,505,000円<br>イ 長期使用構造等確認計画である場合<br>382,000円 |
|  |  | 既存住宅に係る長<br>期優良住宅の普及<br>の促進に関する法<br>律第5条第1項から<br>第5項までの規定に<br>基づく長期優良住<br>宅建築等計画の認<br>定の申請に対する<br>審査(次項に規定す<br>る審査を除く。) | 床面積の合計が100<br>平方メートル以内の<br>場合  | 次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件に<br>つき次に定める額<br>アイに係るもの以外の場合<br>79,000円<br>イ 長期使用構造等確認計画である場合<br>23,000円     |
|  |  |   | 床面積の合計が100<br>平方メートルを超え<br>200平方メートル以<br>内の場合                            | 次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件に<br>つき次に定める額<br>アイに係るもの以外の場合<br>103,000円<br>イ 長期使用構造等確認計画である場合<br>27,000円    |
|  |  |   | 床面積の合計が200<br>平方メートルを超え<br>500平方メートル以<br>内の場合                            | 次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件に<br>つき次に定める額<br>アイに係るもの以外の場合<br>174,000円<br>イ 長期使用構造等確認計画である場合<br>38,000円    |
|  |  |   | 床面積の合計が500<br>平方メートルを超え<br>1,000平方メ<br>ートル以内の場合                          | 次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件に<br>つき次に定める額<br>アイに係るもの以外の場合<br>274,000円<br>イ 長期使用構造等確認計画である場合<br>61,000円    |
|  |  |   | 床面積の合計が<br>1,000平方メ<br>ートルを超え3,000平方メ<br>ートル以内の場合(一                      | 次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件に<br>つき次に定める額<br>アイに係るもの以外の場合<br>534,000円                                     |

|  |  |  |  |   |
|--|--|--|--|---|
|  |  |  | 戸建ての住宅にあつては、1,000 平方メートルを超えるもの)                          | イ 長期使用構造等確認計画である場合<br>99,000 円  |
|  |  |  | 床面積の合計が 3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内の場合(一戸建ての住宅を除く。)   | 次に掲げる区分に応じ、それぞれ 1 件につき次に定める額<br>ア イに係るもの以外の場合<br>950,000 円<br>イ 長期使用構造等確認計画である場合<br>156,000 円   |
|  |  |  | 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内の場合(一戸建ての住宅を除く。)  | 次に掲げる区分に応じ、それぞれ 1 件につき次に定める額<br>ア イに係るもの以外の場合<br>1,627,000 円<br>イ 長期使用構造等確認計画である場合<br>236,000 円 |
|  |  |  | 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以内の場合(一戸建ての住宅を除く。) | 次に掲げる区分に応じ、それぞれ 1 件につき次に定める額<br>ア イに係るもの以外の場合<br>3,004,000 円<br>イ 長期使用構造等確認計画である場合<br>398,000 円 |
|  |  |  | 床面積の合計が 20,000 平方メートルを超え 30,000 平方メートル以内の場合(一戸建ての住宅を除く。) | 次に掲げる区分に応じ、それぞれ 1 件につき次に定める額<br>ア イに係るもの以外の場合<br>4,289,000 円<br>イ 長期使用構造等確認計画である場合<br>503,000 円 |
|  |  |  | 床面積の合計が 30,000 平方メートルを超える場合(一戸建ての住宅を除く。)                 | 次に掲げる区分に応じ、それぞれ 1 件につき次に定める額<br>ア イに係るもの以外の場合<br>5,253,000 円<br>イ 長期使用構造等確認計画である場合<br>571,000 円 |

別表第 76 の 6 項中「第 3 項」を「第 5 項」に改め、「(共同住宅等の場合にあっては、アに掲げる額とイに掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額とを合算した額)」を削り、同表第 76 の 7 項を次のように改める。

|        |                      |   |                               |   |
|--------|----------------------|---|-------------------------------|---|
| 76 の 7 | 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 | 新築住宅に係る長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8 条第 2 項において準用する同法第 5 条第 1 項から第 5 項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対 | 長変更に係る床面積の合計が 100 平方メートル以内の場合 | 1 件につき 8,000 円と次に掲げる額を合算した額<br>ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号に係る変更(以下この項において「第 1 号変更」という。)の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。)<br>39,000 円<br>イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項第 2 号、第 5 号又は |
|--------|----------------------|---|-------------------------------|---|

|  |  |  |   |  |
|--|--|--|---|--|
|  |  | <p>する審査(次項に規定する審査を除く。)</p>   |   | <p>第6号に係る変更(以下この項において「第2号等変更」という。)の場合<br/>6,000円</p> <p>ウ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第3号に係る変更(以下この項において「第3号変更」という。)の場合<br/>2,000円</p> |
|  |  | <p>変更に係る床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合</p>  | <p>1件につき10,000円と次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。)<br/>52,000円</p> <p>イ 第2号等変更の場合<br/>7,000円</p> <p>ウ 第3号変更の場合<br/>2,000円</p>   |  |
|  |  | <p>変更に係る床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合</p>  | <p>1件につき14,000円と次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。)<br/>92,000円</p> <p>イ 第2号等変更の場合<br/>10,000円</p> <p>ウ 第3号変更の場合<br/>2,000円</p>  |  |
|  |  | <p>変更に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合</p>                                      | <p>1件につき24,000円と次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。)<br/>143,000円</p> <p>イ 第2号等変更の場合<br/>16,000円</p> <p>ウ 第3号変更の場合<br/>2,000円</p> |  |
|  |  | <p>変更に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内の場合(一戸建ての住宅の場合)あつては、1,000平方メートルを超えるもの)</p> | <p>1件につき34,000円と次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。)<br/>291,000円</p> <p>イ 第2号等変更の場合<br/>31,000円</p> <p>ウ 第3号変更の場合<br/>2,000円</p> |  |
|  |  | <p>変更に係る床面積の</p>   | <p>1件につき62,000円と次に掲げる額を合</p>  |  |

|  |                  |   |   |   |
|--|------------------|---|---|---|
|  |                  |   | 合計が 3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内の場合(一戸建ての住宅を除く。)  | 算した額<br>ア 第 1 号変更の場合 (長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 530,000 円<br>イ 第 2 号等変更の場合 42,000 円<br>ウ 第 3 号変更の場合 2,000 円 |
|  |                  | 変更に係る床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内の場合(一戸建ての住宅を除く。)  | 1 件につき 105,000 円と次に掲げる額を合算した額<br>ア 第 1 号変更の場合 (長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 928,000 円<br>イ 第 2 号等変更の場合 52,000 円<br>ウ 第 3 号変更の場合 2,000 円    |   |
|  |                  | 変更に係る床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以内の場合(一戸建ての住宅を除く。) | 1 件につき 172,000 円と次に掲げる額を合算した額<br>ア 第 1 号変更の場合 (長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 1,737,000 円<br>イ 第 2 号等変更の場合 94,000 円<br>ウ 第 3 号変更の場合 2,000 円  |   |
|  |                  | 変更に係る床面積の合計が 20,000 平方メートルを超え 30,000 平方メートル以内の場合(一戸建ての住宅を除く。) | 1 件につき 211,000 円と次に掲げる額を合算した額<br>ア 第 1 号変更の場合 (長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 2,524,000 円<br>イ 第 2 号等変更の場合 125,000 円<br>ウ 第 3 号変更の場合 2,000 円 |   |
|  |                  | 変更に係る床面積の合計が 30,000 平方メートルを超える場合(一戸建ての住宅を除く。)                 | 1 件につき 225,000 円と次に掲げる額を合算した額<br>ア 第 1 号変更の場合 (長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 3,121,000 円<br>イ 第 2 号等変更の場合 157,000 円<br>ウ 第 3 号変更の場合 2,000 円 |   |
|  | 既存住宅に係る長期優良住宅の普及 | 変更に係る床面積の合計が 100 平方メートル以内の場合                                  | 1 件につき 11,000 円と次に掲げる額を合算した額  |   |



|  |  |   |   |
|--|--|---|---|
|  | の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査(次項に規定する審査を除く。) | トル以内の場合   | ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。)<br>56,000円<br>イ 第2号等変更の場合<br>9,000円<br>ウ 第3号変更の場合<br>2,000円                                |
|  |  | 変更に係る床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合  | 1件につき14,000円と次に掲げる額を合算した額<br>ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。)<br>76,000円<br>イ 第2号等変更の場合<br>11,000円<br>ウ 第3号変更の場合<br>2,000円  |
|  |  | 変更に係る床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合  | 1件につき21,000円と次に掲げる額を合算した額<br>ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。)<br>136,000円<br>イ 第2号等変更の場合<br>16,000円<br>ウ 第3号変更の場合<br>2,000円 |
|  |  | 変更に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合                                      | 1件につき35,000円と次に掲げる額を合算した額<br>ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。)<br>213,000円<br>イ 第2号等変更の場合<br>24,000円<br>ウ 第3号変更の場合<br>2,000円 |
|  |  | 変更に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内の場合(一戸建ての住宅の場合にあっては、1,000平方メートルを超えるもの) | 1件につき50,000円と次に掲げる額を合算した額<br>ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。)<br>435,000円<br>イ 第2号等変更の場合<br>47,000円<br>ウ 第3号変更の場合<br>2,000円 |
|  |  | 変更に係る床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合                                    | 1件につき92,000円と次に掲げる額を合算した額<br>ア 第1号変更の場合(長期使用構造等   |

|  |  |  |   |  |
|--|--|--|---|--|
|  |  |  | 平方メートル以内の場合(一戸建ての住宅を除く。)                                  | 確認計画である場合を除く。<br>793,000円<br>イ 第2号等変更の場合<br>63,000円<br>ウ 第3号変更の場合<br>2,000円  |
|  |  |  | 変更に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合(一戸建ての住宅を除く。)  | 1件につき157,000円と次に掲げる額を合算した額<br>ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 1,390,000円<br>イ 第2号等変更の場合 78,000円<br>ウ 第3号変更の場合 2,000円  |
|  |  |  | 変更に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内の場合(一戸建ての住宅を除く。) | 1件につき257,000円と次に掲げる額を合算した額<br>ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 2,604,000円<br>イ 第2号等変更の場合 141,000円<br>ウ 第3号変更の場合 2,000円 |
|  |  |  | 変更に係る床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内の場合(一戸建ての住宅を除く。) | 1件につき316,000円と次に掲げる額を合算した額<br>ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 3,783,000円<br>イ 第2号等変更の場合 188,000円<br>ウ 第3号変更の場合 2,000円 |
|  |  |  | 変更に係る床面積の合計が30,000平方メートルを超える場合(一戸建ての住宅を除く。)               | 1件につき336,000円と次に掲げる額を合算した額<br>ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 4,679,000円<br>イ 第2号等変更の場合 235,000円<br>ウ 第3号変更の場合 2,000円 |

別表第76の8項中「第3項」を「第5項」に改め、「(共同住宅等の場合にあつては、アに掲げる額とイに掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額とを合算した額)」を削り、同表第76の9項中「第9条第1項」の次に「又

は第3項」を加え、同表第76の10項の次に次のように加える。

|                   |  |  |                         |
|-------------------|--|--|-------------------------|
| 76 の<br>10 の<br>2 | 認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料 | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査 | 1 件につき<br><br>160,000 円 |
|-------------------|--|--|-------------------------|

別表第 76 の 19 項の次に次のように加える。

|            |                                |  |                         |
|------------|--------------------------------|--|-------------------------|
| 76 の<br>20 | 要除却認定マンションの建替えに係る容積率の特例許可申請手数料 | マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成 14 年法律第 78 号) 第 105 条第 1 項の規定に基づく要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションに係る容積率の特例の許可の申請に対する審査 | 1 件につき<br><br>160,000 円 |
|------------|--------------------------------|--|-------------------------|

別表備考第7項中「当該増築等に係る建築物について」を削り、「と認める方法により一次エネルギー消費量(基準省令第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。)に係る計算を要しない既存部分がある」を「において当該増築等に係る建築物のうち増築等を行わない部分について特別の算定方法によることが認められている」に改め、同表備考第13項及び第14項中「当該増築等に係る建築物について」を削り、「と認める方法により一次エネルギー消費量に係る計算を要しない既存部分がある」を「において当該増築等に係る建築物のうち増築等を行わない部分について特別の算定方法によることが認められている」に改め、同表備考第15項から第17項までの規定中「(当該建築物が共同住宅である場合において、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能の評価に際し共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定していないときは、当該共用部分の床面積を除いた床面積)(増築等の場合であって、当該増築等に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により一次エネルギー消費量に係る計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 2 月 20 日から施行する。ただし、別表第 76 の 19 項の次に次のように加える改正規定並びに同表備考第 7 項及び第 13 項から第 17 項までの改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- この条例による改正後の奈良市手数料条例(以下「新条例」という。)別表第 76 の 5 項から第 76 の 9 項まで及び第 76 の 10 の 2 項の規定は、令和 4 年 2 月 20 日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 48 号) 附則第 2 条第 2 項に規定する長期優良住宅建築等計画に関する長期優良住宅建築等計画の変更(譲受人を決定した場合における変更を含む。)の認定の申請に係る手数料の額については、新条例別表第 76 の 5 項から第 76 の 9 項までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

(令和 3 年 12 月 28 日揭示済)

奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 12 月 28 日

奈良市長 仲 川 元 庸

**奈良市条例第 40 号**

奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年奈良市条例第 36 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 50 条」の次に「・第 51 条」を加える。

第7条第1項本文中「第3号において」を「以下この条において」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加える。

第50条を第51条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録)

第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和3年12月28日掲示済)

奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和3年12月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

### 奈良市条例第41号

奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年奈良市条例第55号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第45条第1項の規定に基づき、本市の区域内における児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(以下「最低基準」という。)を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設基準」という。)において使用する用語の例による。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準)

第3条 最低基準は、次条から第7条までに定めがあるもののほか、児童福祉施設基準(第32条第5号及び第6号、第32条の2並びに附則第94条から第97条までを除く。)の定めるところによる。

(子どもの最善の利益の考慮)

第4条 児童福祉施設は、奈良市子どもにやさしいまちづくり条例(平成26年奈良市条例第51号)第2条第2号に規定する基本理念にのっとり、子どもの成長及び発達に応じ、その思いや意見に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮して、その運営を行わなければならない。

(暴力団の排除)

第5条 児童福祉施設は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例(平成24年奈良市条例第24号)第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(食事の特例)

第6条 児童福祉施設は、食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物及びこれを原料として加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。

(保育所の設備の基準の特例)

第7条 保育所の設備基準は、児童福祉施設基準第32条(第5号及び第6号を除く。)に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所と同一敷地内に限る。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。次号において同じ。)、調理室及び便所を設けること。
- (2) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(児童福祉施設基準の規定の引用に関する経過措置)

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、児童福祉施設基準附則及び児童福祉施設基準を改正する省令(児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第51号)附則第2項及び同項を改正する省令を除く。)附則に規定する経過措置の例による。

(保育士の員数の算定に関する経過措置)

第3条 第3条の規定によりその定めるところによるとされる児童福祉施設基準第33条第2項の規定による乳児4人以上を入所させる保育所に係る保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年奈良市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「読み替えて準用する奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年奈良市条例第55号。以下「児童福祉施設条例」という。)第33条第8号ア、イ及びカ」を「その定めるところによるとされる幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第1号。以下「幼保連携型認定こども園基準」という。)第13条第1項において読み替えて準用される児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設基準」という。)第32条第8号イ、ロ及びヘ」に、「第15条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設条例第33条第8号」を「幼保連携型認定こども園基準第13条第1項において読み替えて準用される児童福祉施設基準第32条第8号」に改める。

第11条中「読み替えて準用する児童福祉施設条例第14条第1項」を「その定めるところによるとされる幼保連携型認定こども園基準第13条第1項において読み替えて準用される児童福祉施設基準第11条第1項」に改める。

第15条を次のように改める。

(設備運営基準)

第15条 第2条から前条までに定めるもののほか、設備運営基準については、幼保連携型認定こども園基準第13条第1項(児童福祉施設基準第32条の2(後段を除く。))を準用する部分を除く。)及び第2項の定めるところによる。

2 奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和3年奈良市条例第41号)第4条から第6条までの規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。

(奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第5条 奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(平成31年奈良市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年奈良市条例第55号。以下「児童福祉施設条例」という。)第36条」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設基準」という。)第35条」に改める。

第13条を次のように改める。

(設備運営基準)

第13条 第2条から前条までに定めるもののほか、設備運営基準については、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第1号)第13条第1項(児童福祉施設基準第7条の2、第9条の3、第11条第1項、第32条第8号、第32条の2(後段を除く。))及び第36条を準用する部分を除く。)の定めるところによる。

2 奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和3年奈良市条例第41号)第4条から第6条までの規定は、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園について準用する。

(奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年奈良市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第26条中「奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年奈良市条例第55号）第36条」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条」に改める。

（令和3年12月28日掲示済）

奈良市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例をここに公布する。

令和3年12月28日

奈良市長 仲川元庸

## 奈良市条例第42号

奈良市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条の9第3項において準用する法第21条の5の15第3項第1号並びに法第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号。以下「指定障害児入所施設等基準」という。）において使用する用語の例による。

（指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等）

第3条 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等は、次条から第12条までに定めるもののほか、指定障害児入所施設等基準の定めるところによる。

（暴力団の排除）

第4条 指定障害児入所施設等は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならなければならないようにしなければならない。

（申請者の要件）

第5条 法第24条の9第3項において準用する法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。

（管理者の特例）

第6条 指定障害児入所施設等の管理者は、常勤とする。

（居室等の安全性の確保）

第7条 指定障害児入所施設等の配置、構造及び設備は、障害児の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の障害児の保健衛生及び防災その他の障害児の安全について十分考慮されたものでなければならない。

（食事の特例）

第8条 指定障害児入所施設等は、食事の提供に当たっては、旬の食材や郷土食を取り入れる等、障害児の食べる意欲の維持及び向上を考慮した献立の工夫に努めなければならない。

（勤務体制の確保等の特例）

第9条 指定障害児入所施設等は、従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

（非常災害対策の特例）

第10条 指定障害児入所施設等は、非常災害時に必要な非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めなければならない。

（衛生管理等の特例）

第11条 指定障害児入所施設等は、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならない。

（報告）

第12条 指定障害児入所施設等は、サービスの向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりそのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(指定障害児入所施設等基準の規定の引用に関する経過措置)

第 2 条 第 3 条の規定の適用に関する経過措置は、指定障害児入所施設等基準附則及び指定障害児入所施設等基準を改正する省令附則に規定する経過措置の例による。

(令和 3 年 12 月 28 日揭示済)

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 12 月 28 日

奈良市長 仲 川 元 庸

**奈良市条例第 43 号**

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例

奈良市国民健康保険条例（昭和 34 年奈良市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「40 万 4 千円」を「40 万 8 千円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市国民健康保険条例第 5 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の上産に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

(令和 3 年 12 月 28 日揭示済)

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 12 月 28 日

奈良市長 仲 川 元 庸

**奈良市条例第 44 号**

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成 25 年奈良市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人チョウタリィの会の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 令和 3 年 9 月 30 日までにこの条例による改正前の奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（以下「旧条例」という。）別表特定非営利活動法人チョウタリィの会の項に掲げる法人に対して支出された寄附金について奈良市税条例（昭和 46 年奈良市条例第 12 号）第 24 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を適用する場合にあっては、旧条例別表の規定は、なおその効力を有する。

(令和 3 年 12 月 28 日揭示済)

奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 12 月 28 日

奈良市長 仲 川 元 庸

**奈良市条例第 45 号**

奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例

奈良市地域ふれあい会館条例（平成8年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

|               |                 |
|---------------|-----------------|
| 奈良市伏見地域ふれあい会館 | 奈良市菅原東一丁目21番21号 |
| 奈良市明治地域ふれあい会館 | 奈良市北永井町508番地の2  |

別表奈良市佐保地域ふれあい会館の項の次に次のように加える。

|               |      |     |
|---------------|------|-----|
| 奈良市伏見地域ふれあい会館 | 小会議室 | 180 |
|               | 中会議室 | 550 |
|               | 大会議室 | 950 |
| 奈良市明治地域ふれあい会館 | 和室1  | 170 |
|               | 和室2  | 180 |
|               | 会議室A | 660 |
|               | 会議室B | 390 |

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。  
(奈良市公民館条例の一部改正)
- 奈良市公民館条例（昭和39年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。  
第2条第2項の表南部公民館明治分館の項を削る。

(令和3年12月28日揭示済)

**規 則**

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和3年12月22日

奈良市長 仲 川 元 庸

**奈良市規則第43号**

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年奈良市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第3条前段中「公務」を「公務上の災害」に、「より生じた」を「よる災害」に改める。

第4条第2項第1号中「の長」を削る。

別表第1第2項第5号中「皮膚かいよう」を「皮膚潰瘍」に改め、同表第3項第3号中「さく岩機」を「削岩機」に改め、同表第7項第1号から第4号までの規定中「尿路系しゅよう」を「尿路系腫瘍」に改め、同項第8号中「中皮しゅ」を「中皮腫」に改め、同項第10号中「肝血管肉しゅ」を「肝血管肉腫」に改め、同項第14号中「骨肉しゅ、甲状腺せんがん、多発性骨髄しゅ又は非ホジキンリンパしゅ」を「骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫」に改め、同表第8項中「心筋こうそく」を「心筋梗塞」に、「肺そく栓症、大動脈りゅう破裂（解離性大動脈りゅうを含む。）」を「重篤な心不全、肺塞栓症、大動脈解離」に、「脳血栓症、脳そく栓症、ラクナこうそく」を「脳梗塞」に改める。

別記第3号様式中「治ゆ」を「治癒」に改める。

別記第4号様式〔注意事項〕の4中「に係る年金」を「に係る休業補償」に改める。

別記第19号様式中「治ゆ年月日」を「治癒年月日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和3年12月22日揭示済)

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月22日



奈良市長 仲川元庸

**奈良市規則第 44 号**

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則

奈良市国民健康保険規則（昭和 34 年奈良市規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「令和 3 年 12 月 31 日」を「令和 4 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和 3 年 12 月 22 日揭示済)

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 12 月 28 日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市規則第 45 号**

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成 6 年奈良市規則第 59 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 23 号中「を受ける」を「に係る通院等の」に改め、「6 日」の次に「(当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、11 日)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に使用されたこの規則による改正前の奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則別表第 2 第 23 号の休暇については、この規則による改正後の奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則別表第 2 第 23 号の休暇として使用されたものとみなす。

(令和 3 年 12 月 28 日揭示済)

奈良市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 12 月 28 日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市規則第 46 号**

奈良市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

奈良市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和 2 年奈良市規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 第 1 項の休暇のうち、別表第 3 第 10 号、第 13 号及び第 14 号に掲げるものにおいて、1 週間の勤務日が 3 日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で 1 年間の勤務日が 121 日以上であるものであって、6 月以上の任期が定められているもの又は 6 月以上継続勤務しているものに限るものとする。

別表第 3 中第 10 号を第 15 号とし、第 9 号を第 12 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

|  |  |
|--|--|
| 13 会計年度任用職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。 | 当該期間内における 5 日の範囲内の期間                             |
| 14 会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合   | 一の年度において 6 日（当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合に |

|   |   |
|---|---|
|   | あつては、11 日) の範囲内の期間  |
| 別表第 3 中第 8 号を第 11 号とし、第 7 号を第 9 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。  |   |
| 10 会計年度任用職員が妻 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第 13 号において同じ。) の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合   | 市長が定める期間内における 3 日の範囲内の期間  |
| 別表第 3 中第 6 号を第 8 号とし、第 5 号の次に次の 2 号を加える。  |   |
| 6 6 週間 (多胎妊娠の場合にあつては、14 週間) 以内に出生する予定である会計年度任用職員が申し出た場合   | 出産の日までの申し出た期間   |
| 7 会計年度任用職員が出産した場合   | 出産の日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間 (産後 6 週間を経過し就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。) |
| 別表第 3 備考第 1 項中「第 6 条」を「第 8 条」に改める。  |   |
| 別表第 4 中第 1 号及び第 2 号を削り、第 3 号を第 1 号とし、第 4 号から第 10 号までを 2 号ずつ繰り上げる。   |   |
| 附 則<br>(施行期日)   |   |
| 1 この規則は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。<br>(経過措置)   |   |
| 2 この規則の施行の日 (以下「施行日」という。) 前に承認を受けたこの規則による改正前の奈良市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則別表第 4 第 1 号及び第 2 号の休暇のうち施行日以後の期間に係るものについては、この規則による改正後の奈良市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則別表第 3 第 6 号及び第 7 号のそれぞれの休暇として承認を受けたものとみなす。 |   |
| (令和 3 年 12 月 28 日揭示済)   |   |
| 奈良市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。<br>令和 3 年 12 月 28 日  |   |
| 奈良市長 仲 川 元 庸  |   |
| <b>奈良市規則第 47 号</b>  |   |
| 奈良市会計規則の一部を改正する規則   |   |
| 奈良市会計規則 (昭和 40 年奈良市規則第 1 号) の一部を次のように改正する。  |   |
| 第 22 条の 2 の見出し中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同条第 1 項中「法第 231 条の 2 第 6 項」を「法第 231 条の 2 の 3 第 1 項」に、「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同項第 1 号を次のように改める。                             |   |
| (1) 指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地  |   |
| 第 22 条の 2 第 2 項中第 4 号を第 5 号とし、同項第 3 号中「指定代理納付者に歳入を納付させる」を「指定納付受託者に歳入の納付を委託する」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号中「指定代理納付者に納付させる」を「指定納付受託者に納付を委託する」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。                           |   |
| (2) 指定をした日  |   |
| 附 則<br>(施行期日)   |   |
| 1 この規則は、令和 4 年 1 月 4 日から施行する。<br>(経過措置)   |   |
| 2 この規則の施行の日において現に地方税法等の一部を改正する法律 (令和 3 年法律第 7 号) 第 6 条の規定による改正後の地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 231 条の 2 第 6 項の規定による指定を受けている者に対するこの規則による改正後の奈良市会計規則第 22 条の 2 の規定の適用については、令和 5 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。      |   |
| (令和 3 年 12 月 28 日揭示済)   |   |

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 12 月 28 日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市規則第 48 号

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則

奈良市国民健康保険規則（昭和 34 年奈良市規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条の 2 第 1 項中「1 万 6 千円」を「1 万 2 千円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の奈良市国民健康保険規則第 12 条の 2 第 1 項の規定は、この規則の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の加算の額から適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の加算の額については、なお従前の例による。

（令和 3 年 12 月 28 日揭示済）

## 告

## 示

### 奈良市告示第 666 号

奈良市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 3 年 12 月 13 日

奈良市長 仲川元庸

奈良市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等交付要綱の一部を改正する告示

奈良市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等交付要綱（平成 16 年奈良市告示第 336 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「は、養成機関において修業を開始した日以後の日において」を「及び修了支援給付金の交付を受けることができる者（以下「修了支援給付金交付対象者」という。）は、高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成 26 年 9 月 30 日付雇児発 0930 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「国要綱」という。）4 に規定する対象者であって」に改め、「次の」の次に「各号の」を加え、同項中第 1 号から第 3 号までを削り、第 4 号を同項第 1 号とし、同項第 5 号中「一時金」を「訓練促進給付金交付対象者にあつては訓練促進給付金、修了支援給付金交付対象者にあつては修了支援給付金」に改め、同号を同項第 2 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(3) 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）第 7 条第 1 項の職業訓練受講給付金、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 24 条に規定する訓練延長給付及び同法附則第 11 条の 2 の教育訓練支援給付金その他の訓練促進給付金と同種の給付を受けていないこと。

第 2 条第 2 項を削る。

第 3 条中「次に掲げる」を「国要綱 5 に定めるもの及びそれに準ずるものとして市長が定める」に改め、同条各号を削る。

第 4 条及び第 5 条を次のように改める。

（訓練促進給付金等の交付対象期間）

第 4 条 訓練促進給付金等の交付の対象となる期間は、国要綱 6 に定めるところによる。

（交付額）

第 5 条 訓練促進給付金等の交付額は、国要綱 7 に定めるところによる。

第 7 条第 1 項第 3 号中「第 5 条第 1 号ア」を「国要綱 7 (1) ア (ア)」に、「の市町村民税」を「(当該訓練促進給付金交付対象者の扶養義務者で当該訓練促進給付金交付対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。) の市町村民税（特別区民税を含むものとし、退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）」に改め、「(当該申請者又は当該申請者と同一の世帯に属する者が寡婦等のみなし適用対象者であるときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者の子の戸籍謄本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の前年の所得の額（1 月から 7 月までの間に申請する場合にあつては、前々年の額）を証明する書類等当該事実を明らかにする書類）」を削り、同

条第2項第1号中「修業開始日及び修了日」を「養成機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）」に改め、同項第4号中「第5条第2号ア」を「国要綱7(2)ア(7)」に改め、「(当該申請者又は当該申請者同一の世帯に属する者が寡婦等のみなし適用対象者であるときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者の子の戸籍謄本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の前年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合にあっては、前々年の額）を証明する書類等当該事実を明らかにする書類）」を削る。

別記第1号様式の3を次のように改める。

第1号様式の3 (第7条関係)

母子家庭等高等職業訓練促進給付金に係る個人番号提供書

(宛先) 奈良市長

母子家庭等高等職業訓練促進給付金交付申請を行うに当たり、次のとおり、個人番号を提供いたします。また、奈良市が個人番号を利用して、地方税関係情報について取得することに同意します。

年 月 日

記入者氏名

|         |        |         |
|---------|--------|---------|
| フリガナ    |        | 生 年 月 日 |
| 申請者氏名   |        | 年 月 日   |
| 住 所     | (〒 - ) |         |
| 個 人 番 号 |        |         |
|         |        |         |

※以下窓口記入欄

| 番号確認に使用した書類                              | 身元確認に使用した書類   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 個人番号カード (裏面)    | <input type="checkbox"/> 個人番号カード (表面)                                 |
| <input type="checkbox"/> 通知カード           | <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 (パスポート)    |
| <input type="checkbox"/> 住民票 (個人番号記載のもの) | <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保険福祉手帳 |
| <input type="checkbox"/> その他<br>( )      | <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 在留カード          |
|  | <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書                                     |
|  | <input type="checkbox"/> その他写真付き身分証<br>( )                            |
|  | <input type="checkbox"/> 身分証 (写真のないもの。2つ以上要)<br>( )<br>( )            |
| 確認者 :                                    | 確認年月日 : 年 月 日   |

備考

- ・ご提供いただいた個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条に基づき、本申請に係る事務の処理に必要な範囲を超えて利用することはありません。
- ・本様式は、番号法第14条に基づき提出していただくものです。
- ・ご提供いただいた特定個人情報、番号法第19条に定められた場合を除き、他機関等に提供することはありません。
- ・個人番号の確認のため、個人番号カード、通知カード又は個人番号入りの住民票の写しを添付してください。
- ・奈良市が個人番号を利用して、本人の地方税関係情報を取得することに同意する者が自ら署名してください。
- ・代理人が提供書に署名する場合は、申請者からの委任状が必要です。

申請者と同一世帯に属する者の個人番号  
 (住民票の世帯が別であっても、直系の血族又は兄弟姉妹で申請者と生計を同じくする方は記載してください。)

|      |              |                          |      |  |
|------|--------------|--------------------------|------|--|
| フリガナ |              | 続柄                       | 生年月日 | 奈良市が個人番号を利用して地方税関係情報について取得することに同意します<br><input type="checkbox"/> |
| 氏名   |              |                          | 年月日  |  |
| 個人番号 |              | 申請者の地方税上の扶養親族に<br>該当・非該当 |      |  |
| フリガナ |              | 続柄                       | 生年月日 | 奈良市が個人番号を利用して地方税関係情報について取得することに同意します<br><input type="checkbox"/> |
| 氏名   |              |                          | 年月日  |  |
| 個人番号 |              | 申請者の地方税上の扶養親族に<br>該当・非該当 |      |  |
| フリガナ |              | 続柄                       | 生年月日 | 奈良市が個人番号を利用して地方税関係情報について取得することに同意します<br><input type="checkbox"/> |
| 氏名   |              |                          | 年月日  |  |
| 個人番号 |              | 申請者の地方税上の扶養親族に<br>該当・非該当 |      |  |
| フリガナ |              | 続柄                       | 生年月日 | 奈良市が個人番号を利用して地方税関係情報について取得することに同意します<br><input type="checkbox"/> |
| 氏名   |              |                          | 年月日  |  |
| 個人番号 |              | 申請者の地方税上の扶養親族に<br>該当・非該当 |      |  |
| フリガナ |              | 続柄                       | 生年月日 | 奈良市が個人番号を利用して地方税関係情報について取得することに同意します<br><input type="checkbox"/> |
| 氏名   |              |                          | 年月日  |  |
| 個人番号 |              | 申請者の地方税上の扶養親族に<br>該当・非該当 |      |  |
| フリガナ |              | 続柄                       | 生年月日 | 奈良市が個人番号を利用して地方税関係情報について取得することに同意します<br><input type="checkbox"/> |
| 氏名   |              |                          | 年月日  |  |
| 個人番号 |              | 申請者の地方税上の扶養親族に<br>該当・非該当 |      |  |
| フリガナ |              | 続柄                       | 生年月日 | 奈良市が個人番号を利用して地方税関係情報について取得することに同意します<br><input type="checkbox"/> |
| 氏名   |              |                          | 年月日  |  |
| 個人番号 |              | 申請者の地方税上の扶養親族に<br>該当・非該当 |      |  |
| 確認者: | 確認年月日: 年 月 日 |                          |      |  |

(備考)

- ・奈良市が個人番号を利用して、本人の地方税関係情報を取得することに同意する者が自ら署名してください。
- ・代理人が提供書に署名する場合は、申請者からの委任状が必要です。

附 則

この告示は、令和3年12月13日から施行し、この告示による改正後の奈良市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、同年4月23日から適用する。ただし、改正後の要綱第4条の規定は、同月1日から適用する。

(令和3年12月13日揭示済)

**奈良市告示第669号**

奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年12月15日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱（平成21年奈良市告示第131号）の一部を次のように改正する。

別表①放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）に従い、放課後児童支援員及び補助員を配置した場合の項中「①」を「1」に、「2,510,000円」を「2,553,000円」に、「28,000円」を「29,000円」に、「4,577,000円」を「4,672,000円」に、「63,000円」を「67,000円」に、「18,000円」を「19,000円」に、「399,000円」を「406,000円」に、「179,000円」を「183,000円」に、「1,701,000円」を「1,726,000円」に、「20人から35人まで」を「20人以上」に、「3,011,000円」を「3,069,000円」に改め、同表②設備運営基準に基づく放課後児童支援員を1名のみ配置した場合の項中「②」を「2」に、「2,510,000円」を「2,553,000円」に、「28,000円」を「29,000円」に、「3,866,000円」を「3,940,000円」に、「25,000円」を「26,000円」に、「53,000円」を「56,000円」に、

「

|  |                      |            |
|--|----------------------|------------|
|  | 構成する児童の数が71人以上の支援の単位 | 2,464,000円 |
|--|----------------------|------------|

を

」

「

|          |   |  |
|----------|---|--|
|          | 構成する児童の数が71人以上の支援の単位  | 2,464,000円                             |
| 開所日数加算額  | 1日8時間以上開所する場合   | (年間開所日数-250日)×15,000円                  |
| 長時間開所加算額 | 平日において、1日6時間を超え、かつ、18時を超えて開所する場合                                    | 1日6時間を超え、かつ、18時を超える時間の年間平均時間数×271,000円 |
|          | 日曜日及び土曜日並びに夏期休業日、冬期休業日、春期休業日その他学校の運営上又は教育上必要がある日において1日8時間を超えて開所する場合 | 1日8時間を超える時間の年間平均時間×122,000円            |

に、

」

「1,701,000円」を「1,726,000円」に、「20人から35人まで」を「20人以上」に、「2,399,000円」を「2,440,000円」に改め、同表③設備運営基準に基づく補助員のみを2名以上配置した場合の項中「③」を「3」に、「1,744,000円」を「1,785,000円」に、「4,025,000円」を「4,123,000円」に、「56,000円」を「59,000円」に、「17,000円」を「18,000円」に、「322,000円」を「330,000円」に、「145,000円」を「149,000円」に、「1,021,000円」を「1,042,000円」に、「2,470,000円」を「2,527,000円」に改め、同表④設備運営基準に基づく補助員のみを1名のみ配置した場合の項中「④」を「4」に、「1,744,000円」を「1,785,000円」に、「3,226,000円」を「3,300,000円」に、「45,000円」を「47,000円」に、「13,000円」を「14,000円」に、「174,000円」を「178,000円」に、「78,000円」を「80,000円」に、「1,021,000円」を「1,042,000円」に、「1,785,000円」を「1,824,000円」に改め、同表備考第3項中「放

課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）を「設備運営基準」に改め、同表備考第4項中「②設備運営基準に基づく放課後児童支援員を1名のみ配置した場合」を「2の項の区分」に改め、同表備考第5項を削り、同表備考第6項中「④設備運営基準に基づく補助員のみを1名のみ配置した場合」を「4の項の区分」に改め、同項を同表備考第5項とし、同表備考第7項を同表備考第6項とする。

別記第4号様式及び第5号様式中「(第6条関係)」を「(第7条関係)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年12月15日から施行する。

(適用区分)

2 この告示による改正後の奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱別表の規定は、令和3年度の予算に係る補助金から適用する。

(令和3年12月15日揭示済)

### 奈良市告示第692号

奈良市ポイント制度実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年12月23日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市ポイント制度実施要綱の一部を改正する告示

奈良市ポイント制度実施要綱（平成27年奈良市告示第45号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 環境に関する事業

(4) 子育て支援に関する事業

第4条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない理由により有効期限内にポイントを交換することができないと認められる場合その他市長が特に必要があると認める場合は、期日その他必要な事項を指定して当該有効期限を延長することができる。

附 則

この告示は、令和3年12月23日から施行する。

(令和3年12月23日揭示済)

## 公 営 企 業

### 奈良市企業局告示第58号

奈良市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年12月9日

奈良市公営企業管理者 池田 修

奈良市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成28年奈良市企業局告示第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号ア中「第1項の」の次に「規定に基づき策定する」を加え、「その他の下水道の整備が予定されている区域」を削り、同条第2号中「合併」の次に「処理」を加え、「に基づく」を「で定める」に、「の区域」を「実施要綱第3(1)に定める地域（第3(1)イに定める地域を除く。）である区域」に改める。

第4条第2項中「次の」の次に「各号の」を加え、同項第5号中「都市計画区域外において、」を削り、「の建物」の次に「(管理者が特に認める建物を除く。)」を加える。

附 則

この告示は、令和3年12月9日から施行する。

(令和3年12月9日揭示済)



**奈良市企業局告示第 59 号**

奈良市水道事業及び下水道事業に係る公金の収納及び支払いの事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定（平成 26 年奈良市企業局告示第 3 号）の一部を次のように改正し、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 12 月 9 日

奈良市公営企業管理者 池田 修

本則中「昭和 27 年政令第 403 号」の次に「。以下「施行令」という。」を加え、「地方公営企業法施行令第 22 条の 2 第 3 項」を「同条第 3 項」に改める。

第 2 項中「株式会社 三井住友銀行」を「株式会社 三井住友銀行（施行令第 22 条の 4 第 1 項に規定する納入通知書に基づく収納を除く。）」に改める。

(令和 3 年 12 月 9 日揭示済)

**奈良市企業局告示第 61 号**

奈良市水道事業及び下水道事業に係る公金の収納及び支払いの事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定（平成 26 年奈良市企業局告示第 3 号）の一部を次のように改正し、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 12 月 23 日

奈良市公営企業管理者 池田 修

第 2 項中 「三井住友信託銀行株式会社  
大和信用金庫」 を「大和信用金庫」に改める。

(令和 3 年 12 月 23 日揭示済)

**奈良市企業局管理規程第 14 号**

奈良市企業局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 3 年 12 月 28 日

奈良市公営企業管理者 池田 修

奈良市企業局職員就業規則の一部を改正する規程

奈良市企業局職員就業規則（昭和 33 年奈良市水道局管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 23 号中「を受ける」を「に係る通院等の」に改め、「6 日」の次に「(当該通院等が体外受精その他の管理者が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、11 日)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前に使用されたこの規程による改正前の奈良市企業局職員就業規則別表第 2 第 23 号の休暇については、この規程による改正後の奈良市企業局職員就業規則別表第 2 第 23 号の休暇として使用されたものとみなす。

(令和 3 年 12 月 28 日揭示済)

**奈良市企業局管理規程第 15 号**

奈良市企業局会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 3 年 12 月 28 日

奈良市公営企業管理者 池田 修

奈良市企業局会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

奈良市企業局会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（令和 2 年奈良市企業局管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 第1項の休暇のうち、別表第3第10号、第13号及び第14号に掲げるものについては、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限るものとする。

別表第3中第10号を第15号とし、第9号を第12号とし、同号の次に次の2号を加える。

|   |   |
|---|---|
| 13 会計年度任用職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。 | 当該期間内における5日の範囲内の期間  |
| 14 会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合  | 一の年度において6日（当該通院等が体外受精その他の管理者が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、11日）の範囲内の期間 |

別表第3中第8号を第11号とし、第7号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

|   |                         |
|---|-------------------------|
| 10 会計年度任用職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第13号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 | 管理者が定める期間内における3日の範囲内の期間 |
|---|-------------------------|

別表第3中第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

|   |  |
|---|--|
| 6 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に<br>出産する予定である会計年度任用職員が申し出た場合 | 出産の日までの申し出た期間  |
| 7 会計年度任用職員が出産した場合                                       | 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過し就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。） |

別表第4中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第10号までを2号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に承認を受けたこの規程による改正前の奈良市企業局会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程別表第4第1号及び第2号の休暇のうち施行日以後の期間に係るものについては、この規程による改正後の奈良市企業局会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程別表第3第6号及び第7号のそれぞれの休暇として承認を受けたものとみなす。

(令和3年12月28日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第24号

奈良市立小学校通学区域について（平成8年奈良市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

令和3年12月23日

奈良市教育委員会

教育長 北谷 雅人

右京小学校通学区域の部分を削り、神功小学校通学区域の部分中「神功小学校通学区域」を「ならやま小学校通学区域」に改め、「神功六丁目」の次に「、右京一丁目、右京二丁目、右京三丁目、右京四丁目、右京五丁目」を加える。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(令和3年12月23日揭示済)

**奈良市教育委員会告示第25号**

奈良市立中学校通学区域について（平成8年奈良市教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和3年12月23日

奈良市教育委員会

教育長 北谷 雅人

平城西中学校通学区域の部分中「平城西中学校通学区域」を「ならやま中学校通学区域」に、「右京小学校通学区域、神功小学校通学区域」を「ならやま小学校通学区域」に改める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(令和3年12月23日揭示済)

**正 誤 表**

令和4年1月4日付け奈良市公報第63号

| ページ | 誤              | 正                  |
|-----|----------------|--------------------|
| 2   | 奈良市公報号外第26号に掲載 | 令和4年奈良市公報号外第14号に掲載 |

令和4年1月17日付け奈良市公報第64号

| ページ | 誤              | 正                  |
|-----|----------------|--------------------|
| 1～3 | 奈良市公報号外第15号に掲載 | 令和4年奈良市公報号外第14号に掲載 |